

## 1 はじめに…現行災害対策法制が直面している問題と射程

- ① 今回の東日本大震災で上手く機能しなかったと考えられる部分の改善
- ② 従来から法制度として重大な問題があると指摘されてきた部分の解消

## 2 災害対策基本法の災害予防について

- ① 災害予防とは、**災害の発生と拡大を未然に防止**することを目的として行われる全ての行為。(治山治水等の国土保全、建物の不燃化や耐震化等の都市の防災化、危険な地域における土地利用の規制、防災訓練や非常時の備蓄などまで含む。)「守る必要のあるものは何か」、「どのような現象から守るのか」、「災害の発生リスクはどの程度か」、「予防のためにどの程度の費用がかかるのか」、「住民等の合意が得られるか」等を踏まえた総合判断による施策の組み合わせ。

- ② 災害対策基本法の災害予防
- ③ 災害対策基本法が補完法であるがゆえの母法的機能の欠如
- ④ 理念規定の整備

## 3 災害応急対策について

- ① 大規模・激甚な災害や長期にわたる継続的な災害に対する応急対策措置の欠落…自助、共助に関する規定の整備、住民サイドの視点に立った「地区防災計画制度」の整備、防災側の被災に対応する制度の整備等。
- ② 長期にわたる避難に対する救助内容の問題…二次的救助は災害復旧である。この段階の現物給付制度の不合理的。被災者の自立能力に対応した「総合生活復旧対策制度」の整備。

## 4 復旧計画・復興計画について

- ① 災害復旧計画、災害復興計画ともに、災害対策基本法に直接の根拠を持つ法定計画化を図ることが必要。
- ② 災害復旧と災害復興とは、本質的に異なることを認識し、区分する必要がある。
- ③ 災害復旧の目的は、「まず被災地で最低の生活・経済活動をできるようにすること」にあり、その基本は、基幹的インフラの復旧と「スピード」。
- ④ 「災害復旧計画」は、一刻も早く機能を回復する必要があるものに限定し、国、県、市町村の三段階の計画を直ちに作成することとし、住民の意向を反映させる必要性は低い。
- ⑤ 災害復興は、被災地の将来を見通した上で、新たに被災地をどのように再生していくかという目的を持つ「地域振興」としての性格を有している。このため、災害復興計画は、被災地住民の意向が反映されたものであることが不可欠。
- ⑥ 復興計画の策定は、被災後ある程度の時間をおいて行う必要。
- ⑦ 復興計画においては、市町村の復興計画が基本であり、県や国のそれは、市町村の復興計画を実現するために補完的役割、支援的役割を果たす位置づけとすべき。
- ⑧ 「復興基金」の法制度化が必要。